主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人後藤文彦及び被告人本人提出に係る各控訴趣意書に記載 されたとおりであるから茲にこれを引用し、これに対し次のように判断する。

弁護人の論旨第一点について

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 谷中董 判事 坂間孝司 判事 荒川省三)